【資料4】

平成28年熊本地震からの復興に関する決議

熊本地方において、4月14日にマグニチュード6.5、最大震度7、さらに、16日未明にはマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生した。この震度7クラスの地震が立て続けに2回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村に甚大な被害をもたらした。

本市においては、震災関連死と思われる方を含め14名の尊い命が奪われ、広範囲で多数の建物が損壊、本市が把握した最大避難者数が11万人以上に上るなど、市制施行以来、自然災害による最悪の人的・物的被害となった。また、市民・県民の誇りである熊本城は、天守閣をはじめ多くの国指定重要文化財の櫓群や石垣が損壊・崩落するなど、その甚大な被害の影響は計り知れないものである。

熊本市議会は、今回の熊本地震で犠牲となられた方々とその遺族に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第である。 また、発災直後から本市へ派遣された自衛隊、他自治体及び企業、ボランティアの皆様など、これまで国内外から数多くのご厚情とご支援を賜ったことに対し、心から感謝を申し上げる次第である。

このような市制始まって以来の未曾有の困難の中、熊本市議会は、一日も早い本市の 復興と市民生活の安定を目指すべく、既存の法制度にとらわれない財政支援を国に強く 働きかけていくとともに、74万市民と手を携え、来るべき明日に向かって確実に、か つ力強く進み、すべての市民に笑顔と都市に活気が戻る日まで、全力を傾注していくこ とをここに表明する。

以上、決議する。

平成28年6月10日

熊本市議会